

西条市農業委員会 令和3年度 第5回総会 議事録

1. 日 時 令和3年8月6日(金) 午後2時2分から午後2時26分
2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番 曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番 越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番 越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番 戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	24番 高橋 忠親
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	

○推進委員出席者氏名

委 員	2番	一色 信之	13番	一色 和成	24番 大西 宗次郎
	3番	石川 孝幸	14番	武方 謙一	25番 佐々木 則幸
	4番	加藤 武司	15番	武田 義臣	26番 越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	27番 玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	28番 桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	18番	山内 強	29番 曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	19番	黒川 俊彰	30番 今井 文雄
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫	
	10番	安藤 英利	22番	永井 和俊	
	11番	篠森 均	23番	山内 信政	

○欠席者氏名

1番 寺田 昌直 12番 森田 忠茂

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 渡邊賢一郎

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和3年度 第5回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

会長 それでは、ただ今から、令和3年度 第5回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

高橋豊重委員、西原昇委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が推進委員の1番 寺田昌直委員、12番 森田忠茂委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますの

で、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。
それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願ひします。

4ページをお願いいたします。

70号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

71号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

72号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

73号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

74号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

75号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

76号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

77号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

78号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

79号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

80号及び81号は、〇〇の〇〇氏及び〇〇の〇〇氏が互いの農地を交換しようとする申請であります。

82号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

83号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入及び経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請であります。

84号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

85号は、〇〇の〇〇氏が、妻の父である、〇〇の〇〇氏の農地に、汚水・雑排水管を埋設し区分地上権を設定しようとする申請であります。

以上、16件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、16件であります。70号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員 70号 問題ありません。
71号 問題ありません。
72号 問題ありません。
73号 問題ありません。
74号、75号 問題ありません。
76号、77号 問題ありません。
78号 問題ありません。
79号 問題ありません。
80号、81号、82号 問題ありません。
83号 明穂分問題ありません。
84号 問題ありません。
85号 問題ありません。
83号 安井分問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご意義等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということですので、以上16件を原案どおり許可することといたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、8ページ、第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 9ページをお願いします。

55号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

56号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸資材置場及び露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

57号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

58号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

59号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が農地法の許可無く、平成23年頃から自宅の庭として利用しておりました。

譲渡人からは、「以後、このような違法行為のないよう農地法を遵守します」との始末書が提出されております。

60号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

61号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、資材置場及び駐車場に転用しようとする申請でございます。

62号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人の父親が譲受人に貸していた土地で、自身の父親が亡くなり、相続して初めて申請地が農地法の許可なく、譲受人の資材置場として使用されていることを知り、今回、無断転用を是正するものでございます。

譲渡人からは、「親子で農地法上の手続きが必要なことを知らず、深く反省するとともに、今後このようなことがないよう万全の注意をいたします」との始末書が提出されております。

63号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

64号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

65号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、道前平野農地整備事業 安用出作団地区画整理工事に伴う現場休憩所・露天駐車場及び露天資材置場に一時転用しようとする申請でございます。

66号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、貸事務所を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人の亡き父親が、自宅のあった一体利用地に隣接する

申請地の農地を農地法の許可なく、自己住宅の敷地として使用して
ました。平成30年に父親から相続しましたが、農地転用が必要であ
ることを知らず、今回、違反転用であることが分かりました。

譲渡人からは、「次回からは十分確認を行ってから行動します」と
の始末書が提出されております。

67号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受
け、廃土置場に転用しようとする申請でございます。

本件は、譲受人が農地法の許可なく、代表取締役及び取締役の農地
を
廃土置場として使用しておりました。譲受人からは、「農地法に違反
する行為であり、違反のない状態に是正するとともに、今後は農地法の
遵守に努めます」との始末書が提出されております。

68号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、
自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 以上、14件であります。55号から順次ご意見をお伺いしたい
と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 55号、56号 問題ありません。
57号 問題ありません。
58号 問題ありません。
59号、60号、61号、62号 問題ありません。
63号 問題ありません。
64号 問題ありません。
65号 問題ありません。
66号 問題ありません。
67号 問題ありません。
68号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上14件を原案どおり
承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、13ページ、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 15ページをお願いいたします。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書16ページから25ページとなっております。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、
54件、面積は、15万7,550.10㎡となっております。
そのうち、所有権移転は、8件、面積は、1万7,605㎡となっております。
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 16ページの申請番号1249号及び1250号は新規就農者であり、1法人、1個人について面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。
まず、伊藤正夫委員よろしくをお願いします。

伊藤正夫委員 今回の新規就農希望者につきまして7月6日に面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、西原委員及び私、伊藤です。当案件の申請人は〇〇の〇〇であります。
代表取締役の〇〇氏と従業員2名は、〇〇にある農業法人で2年間、無農薬での稲作を行い、販売もしておりました。今回、西条市に法人を立ち上げ、〇〇の農地、4,357㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、水稻です。今後は、周辺の耕作放棄地も積極的に借り受けていきたいそうです。
その他、推進委員として西条市での営農等についてと、毎年の事業報告をするように指導し、面接を終了しました。就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

議長 1250号について、長谷川孝師委員よりよろしくをお願いします。

長谷川委員 今回の新規就農希望者につきまして6月28日に本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、岡本委員、安藤委員及び私、長谷川です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、52才であります。〇〇氏の父親が高齢となり、農作業の一部を手伝っていました。定年まで10年ほどになり、父親の所有している氷見の農地、2,259㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、季節野菜と果樹です。今後は、父親から指導をうけ、周辺の耕作放棄地の解消も考えているそうです。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。堀池氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

議長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議長 次に、26ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和3年6月16日から、令和3年7月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を33件、農地バンク農地登録3件、農地バンク利用登録1件 受理いたしました。

議長 何かご意見等、ございませんでしょうか。
無いようですので、以上、報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際、他に何かございませんか。
無いようですので、以上で総会を閉じます。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和3年8月6日 午後2時26分